

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十一日から施行する。

令和六年四月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表93の項中「徳島市上八万町中山83-1」を「徳島市八万町橋本92番地の1」と改める。